

藤沢市から転出された方へ（表面）
（お電話でのお問い合わせは右記の藤沢市コンタクトセンターへお掛けください。）

藤沢市コンタクトセンター TEL:0466-25-1111（午前8時から午後9時まで（年中無休））
※各課へのお取次ぎは市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

【項目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。		【手続きの内容】		
	担当課	市民センター （石川分館含む）	藤沢市では	転入先（新住所地）では	
住民異動届 （国内転出届）	転入に関する事 →転入先自治体へお問 い合わせください	○ ※藤沢・村岡市民センター を除く	転出届出後に、転出証明書を紛失した時や、転出届を取り下げる時は、市民窓口センターにご連絡ください。	新しい住所に住みはじめてから14日以内に新住所地で転入届出をしてください。 手続きには転出証明書（交付を受けた方）や、届出人の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。	
住民異動届 （海外転出）			転出に関する事 →市民窓口センター		海外転出者が帰国して、転入の届出をするときは次の書類が必要です。 ①パスポート（出国・帰国の証印があるもの） ②戸籍謄（抄）本 ③戸籍の附票謄（抄）本（本籍地及び筆頭者氏名の記載があるもの） ④基礎年金番号通知書又は年金手帳（国民年金加入者） ⑤マイナンバーカード（お持ちの方） ※本籍地または戸籍異動なく転出地に再転入する場合は②・③が省略できる場合があります。
印鑑登録	本庁舎1階	○ ※藤沢・村岡市民センター を除く	転出（予定）日で自動的に廃止されますので、登録証は処分してください。	転入先で、あらためて登録手続きをしてください。	
マイナンバーカード			×	申請中のマイナンバーカードは転出（予定）日で受け取れなくなります。転出（予定）日の前日までに受け取れない場合は、転入先であらためてカードを申請してください。	
①国民年金加入者 ②年金受給者			○ ※藤沢・村岡市民センター を除く	原則、住所変更の届出は不要です。 [海外転出の場合] ①資格喪失届または在外任意加入の手続きをしてください。 ②藤沢年金事務所（共済年金受給者は各共済組合）にお問い合わせください。	原則、手続き不要です。 詳しくは、転入先の市町村、年金事務所、各共済組合にお問い合わせください。
後期高齢者医療			○	転出手続きが必要です。 県外に転出される方には負担区分等証明書をお渡しし、資格確認書等をお持ちの場合は回収いたします。 保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。	負担区分等証明書が発行された場合は、転入先にご提出ください。 届出人の本人確認が必要な場合があります。
藤沢市営墓地使用者の方	本庁舎2階	×	墓地使用許可証及び住所の変更内容がわかるもの（住民票・マイナンバーカード等）を持って手続きしてください。		
障がい者等医療証	障がい者支援課	○	転出（予定）日で藤沢市の資格がなくなりますので、手続きをしてください。医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。 詳しくは転入先にお問い合わせください。	
①藤沢市障がい者福祉手当 ②障がい児福祉手当 ③特別障がい者手当 ④神奈川県在宅重度障がい者等手当 ⑤藤沢市重度心身障がい者介護手当 ⑥障がい者手帳	【18歳以上】 障がい者支援課 （本庁舎2階）	○	身体障がい者手帳または療育手帳については、お持ちの手帳を持参のうえ転出の手続きをしてください。（精神障がい者保健福祉手帳については、藤沢市での手続きはありません）	障がい者手帳の転入手続きをしてください。自治体により手当の基準が異なる場合がありますので、詳しくは転入先にお問い合わせください。	
障がい福祉サービス受給者証			【18歳未満】 こども家庭センター （本庁舎3階）		受給者証を持参のうえ、転出の手続きをしてください。
自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）			×		藤沢市での手続きはありません。
幼児教育・保育の無償化に係る給付認定 （教育・保育給付認定、施設等利用給付認定）	本庁舎3階	×	転出日をもって藤沢市での認定が無効となりますので、認定証又は認定通知書はお返しください。 なお、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用していた方は、転出日以前の給付申請は藤沢市へ行う必要があります。申請時期等の詳細は、市ホームページをご確認ください。	転入先で、認定手続きをしてください。	
認可保育施設の利用 認可保育施設の入所申込み			転出をもって藤沢市民としての利用が終了（入所申込みは取下げ）となりますので、手続きを行ってください。転出後も利用（又は入所申込み）を継続したい場合は必ずご相談ください。	転出後も認可保育施設を利用継続したい方、入所申込みを継続したい方（入所内定を含む）は、転入先で手続きをしてください。	
藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			転出をもって藤沢市民としての利用が終了となりますので、利用認定の消滅申請書をご提出ください。	転入先で、認定手続きをしてください。	
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証			○	転出（予定）日で藤沢市の資格がなくなりますので、手続きをしてください。各医療証はお返しください。	自治体により制度が異なります。 詳しくは転入先にお問い合わせください。
自立支援医療受給者証（育成医療） 養育医療券（未熟児養育医療）	子育て給付課	×	受給者証をお返しください。	転入先で手続きをしてください。 詳しくは転入先にお問い合わせください。	
児童扶養手当		○	医療券をお返しください。 手当証書（交付されている方のみ）をお持ちのうえ、転出の手続きをしてください。 ・県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方は手続きしてください。 ・県内の上記3市以外へ転出する方は、手続き不要です。		
特別児童扶養手当	学務保健課	×	※転校書類は学校で受取可	現在の学校で在学証明書・教科用図書給与証明書をもらってください。 ※転出後も学年末まで藤沢市の学校に通う場合は、手続きが必要です。	
小・中学生					○

藤沢市から転出された方へ（裏面）
（お電話でのお問い合わせは右記の藤沢市コンタクトセンターへお掛けください。）

藤沢市コンタクトセンター TEL:0466-25-1111（午前8時から午後9時まで（年中無休））
※各課へのお取次ぎは市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

【項目】	【手続き場所】 ※手続きによって受付不可の施設があります。 ご注意ください。		【手続きの内容】		
	担当課	市民センター (石川分館含む)	藤沢市では	転入先（新住所地）では	
個人市民税	本庁舎4階	市民税課	×	1月1日時点の居住地で課税されます。年の途中で転出しても、その年度の市民税は藤沢市で課税されます。 1月2日以降、納税通知書が送付される前に転出した方には、藤沢市から新しい住所に納税通知書を送付します。	翌年の1月1日の居住地で課税されます。 転入先での手続きは不要です。
市税の納付		納税課	△ ※納付のみ可 ※藤沢・村岡市民センターを除く	市税は、転出後も各納期限までに納付してください。転出した年度の市民税は、引き続き藤沢市に納付することとなります。 国外へ転出する等の場合は、納税管理人の申告等をしてください。	転入先での手続きは不要です。
妊産婦健康診査費用補助券 新生児聴覚検査費用補助券 1か月児健康診査費用補助券 産後ケア事業利用券	南・北保健センター	親子すこやか課	×	藤沢市での手続きはありません。 また、転出後、藤沢市の健診・検査費用補助券及び産後ケア事業利用券は使用できません。	転入先にお問い合わせください。
特定医療費（指定難病） 医療受給証	保健所4階	保健予防課	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する場合は、新住所地が確認できる物をお持ちのうえ、手続きをしてください。※先に転入先（新住所地）へ受給者証の転入手続きが必要です。 ・ 県内（横浜市、川崎市、相模原市以外）へ転出する場合は、手続き不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。 ・ 県内（横浜市、川崎市、相模原市以外）に転出する方：住所変更の届出が必要です。受給者証、新しい住所と受給者氏名が記載された公的書類（運転免許証等）を持って転入先で手続きしてください。
肝炎治療受給者証				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に転出する方は手続き不要です。 ・ 県外に転出する方は受給者証をお返しくください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に転出する方：住民票等の写し、受給者証のコピー、加入している健康保険の資格がわかる書類等必要書類を持って、転入先で手続きしてください。 ※加入している健康保険の資格がわかる書類とは以下のいずれかです。（申請者の氏名が記載されたもの） ①マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」のコピー ②保険者から交付された「資格情報のお知らせ」のコピー ③保険者から交付された「資格確認書」のコピー ・ 県外に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。
被爆者健康手帳等				<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外に転出する場合は、被爆者健康手帳等、送金先が確認できる資料を持って手続きしてください。 ・ 国内に転出する場合は、手続き不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に転出する方：お手元にある被爆者健康手帳等関係書類、住民票の写し、本人口座名義確認種類を持って、転入先で手続きしてください。 ・ 県外に転出する方：詳しくは転入先にご確認ください。
犬を飼っている方				生活衛生課	×
以下の手続きは、転出届出と同時に受付できるものです。（場合により、担当課等へご案内することがあります。手続きの詳細については担当課に確認してください。）					
国民健康保険	本庁舎1階	保険年金課	○ ※藤沢・村岡市民センターを除く	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなりますので、資格確認書をお持ちの方はお返しくください。資格情報のお知らせをお持ちの方は破棄してください。 保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。特定同一世帯所属者証明書、旧被扶養者異動連絡票を転出証明書と一緒に渡す場合があります。	国民健康保険特定同一世帯所属者証明書・旧被扶養者異動連絡票が発行された場合は、転入先にご提出ください。 届出人の本人確認が必要な場合があります。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	本庁舎2階	介護保険課	○ ※藤沢・村岡市民センターを除く	転出(予定)日で藤沢市での資格がなくなります（住所地特例施設への転出を除く）ので、被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）はお返しくください。 保険料は再計算し、納め過ぎになる場合や不足する場合には、後日通知をお送りします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護(要支援)認定を受けていた方は、転入日から14日以内に、転入先で認定引継ぎの手続きを行ってください。手続きが遅れますと保険給付が受けられません。 ・ 要介護(要支援)認定申請中の方は、転入先に申請中であることを伝え、藤沢市から認定結果通知が届きましたら転入先にお知らせください。 ・ 負担限度額認定証が必要な方は、転入先で新たに申請が必要です。
児童手当	本庁舎3階	子育て給付課	○	消滅の手続きをしてください。 藤沢市からの支給は転出予定日の属する月分までとなります。 *ご注意ください* 遡って転出される場合は手当を返金していただくことがあります。	転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。必要書類は転入先にお問い合わせください。 *ご注意ください* 申請が遅れますと、受給できない月が発生する場合があります。
125cc以下のバイクをお持ちの方	本庁舎4階	納税課	△ ※明治、湘南大庭、長後、遠藤市民センターのみ可	廃車手続き（ナンバープレートの返納）が必要です。ナンバープレート・標識交付証明書・本人確認書類を持って廃車手続きをしてください。 また、排気量126cc以上のバイク、3・4輪の軽自動車は手続き場所が市役所ではありません。下記の場所にて手続きを行ってください。 排気量126cc以上のバイク：転出先市区町村管轄の運輸支局又は検査登録事務所 3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会 転出先市区町村の管轄区域の事務所・支所	廃車申告受付書等を持って登録手続きをしてください。 ※廃車手続不要でナンバープレートを交換できる市区町村もあります。詳しくは転入先にお問い合わせください。

この用紙は桃色です

2026年5月1日改訂